

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
引地 修平	滋賀県草津市野村七丁目2番1-305号 ヴィラーヤマナカ	令和6年度随時時期		
久保 隆次	滋賀県草津市西矢倉三丁目4番40号 ドミール増塚 205号	令和6年度随時時期		
JUMARDI JM	インドネシア	令和6年度随時時期		
CAP KIM THACH	ベトナム	令和6年度随時時期		
PHAM QUANG HUUY	ベトナム	令和6年度随時時期		
松村 美穂	米国	令和6年度随時時期		
平元 劬子 外1名	滋賀県草津市東草津三丁目3番20号		令和6年度第4期	
平元 劬子 外1名	滋賀県草津市東草津三丁目3番20号		令和6年度第4期	
田川 良平	滋賀県草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポール1			令和6年度第10期
LIU JIAYU	滋賀県草津市西渡川一丁目17番11-615号 エスパランス			令和6年度第9期
LIU JIAYU	滋賀県草津市西渡川一丁目17番11-615号 エスパランス			令和6年度第10期
川那辺 洋	滋賀県草津市西渡川一丁目17番30号			令和6年度第10期
WU ZHOUKANG	滋賀県草津市渡川一丁目2番26-2003号 ザ・草津タワー			令和6年度第10期
寶角 弘保	滋賀県草津市野村八丁目9番9号			令和6年度第10期
常盤 幸信	滋賀県草津市野村六丁目12番13-105号 フレグランス・ケン			令和6年度第9期
大比賀 光樹	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ高樋 306号			令和6年度第10期
駒井 景子	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール			令和6年度第10期
山根 靖太郎	滋賀県草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館			令和6年度第10期
西原 竜一	滋賀県草津市西草津一丁目8番30号			令和6年度第10期
前田 浩	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号			令和6年度第10期
坂本 礼奈	滋賀県草津市草津町1668番地1-305 メゾン昂			令和6年度第10期
岡田 直明	滋賀県草津市西大路町10番5-952号			令和6年度第10期
I WAYAN KUTA ASTIKA	滋賀県草津市青地町270番地3-1201 サンクリエート・ハヤシ壹號館			令和6年度第10期
廣田 響	滋賀県草津市山寺町476番地401 プライムコート草津			令和6年度第10期
佐藤 由望	滋賀県草津市追分三丁目22番19-321号 草津ロイヤルマンション			令和6年度第10期
村上 安広	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツフクナガ			令和6年度第10期
勝又 莉子	滋賀県草津市南草津一丁目1番地8-405 KDXレジデンス南草津			令和6年度第10期
福原 優	滋賀県草津市南草津五丁目2番地8-2F RED & BLUE			令和6年度第10期
廣瀬 佐織	滋賀県草津市南草津四丁目3番地1-106 メゾンドフォンテ			令和6年度第10期
近藤 秀行	滋賀県草津市木川町1230番地66			令和6年度第10期
橋本 草馬	滋賀県草津市木川町904番地10			令和6年度第10期
坂本 昭	滋賀県草津市木川町952番地28			令和6年度第10期
GUO WEIYU	滋賀県草津市西矢倉三丁目23番21-116号 アバンギャルド			令和6年度第10期
泉 悠人	滋賀県草津市矢倉一丁目2番12-305号 Le ciel I			令和6年度第10期
今坂 泰貴	滋賀県草津市矢倉二丁目5番38-1C号 福井第2アパート			令和6年度第10期
WU ZHENGQIAN 吳 正前	滋賀県草津市野路東五丁目20番37-1208号 梨桃館			令和6年度第10期
JEONG ZION	滋賀県草津市野路東五丁目4番34-407号 ニューサンライズ			令和6年度第10期
XUE MIAO	滋賀県草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトウール21			令和6年度第10期
HUANG XINGYU	滋賀県草津市野路一丁目5番24-212号 サンシャイン			令和6年度第10期
山田 かなえ	滋賀県草津市野路九丁目10番3-405号 ラコニーアGK			令和6年度第10期
井上 健	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201 ベルエボック			令和6年度第10期
平野 誠士	滋賀県草津市橋岡町3番地14			令和6年度第10期

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
浅野 成人	滋賀県草津市矢橋町105番地1ー523 カーサ・ソラツツオ			令和6年度第10期
斎藤 一	滋賀県草津市南笠東三丁目22番15ー1号			令和6年度第10期
平野 榮輝	滋賀県草津市笠山一丁目7番48ー202号 ギイレッジ花木 C棟			令和6年度第10期
NGUYEN THI MINH HUYEN	滋賀県草津市笠山三丁目1番18ー201号 シティハイム梨園			令和6年度第10期
柴田 悠貴	滋賀県草津市笠山三丁目1番9ー406号 グラスライト			令和6年度第10期
青山 秀	京都府京都市伏見区深草寺内町856ー19 寺内ハウス 203			令和6年度第10期
BIAN KAICHEN 辺 愷晨	中国			令和6年度第10期
WANG SU	中国			令和6年度第10期
ZHANG XING	中国			令和6年度第10期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

氏 名	住 所	備 考
AMIR IZUDDIN BIN ISMAIL	マレーシア	発番 令和7年 3月28日 草納発第3224号
ZHANG YING ZI	カナダ	発番 令和7年 4月 9日 草納発第59号
ZULZIKRY HAFIZ BIN ABU BAKAR	マレーシア	発番 令和7年 4月11日 草納発第142号
小澤 昭雄	滋賀県東近江市能登川町341番地1	発番 令和7年 5月 7日 草納発第317号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

氏 名	住 所	備 考
ZHANG YING ZI	カナダ	発番 令和7年 4月21日 草納発第260号
AMIR IZUDDIN BIN ISMAIL	マレーシア	発番 令和7年 4月25日 草納発第311号
藤山 邦臣	滋賀県草津市渋川二丁目7番50ーA8号YOSHIDAハイツ	発番 令和7年 5月 2日 草納発第395号
永崎 秀樹	愛知県小牧市堀の内5丁目293番地スピリッツ堀の内205号	発番 令和7年 5月 7日 草納発第399号
ZULZIKRY HAFIZ BIN ABU BAKAR	マレーシア	発番 令和7年 5月 2日 草納発第405号

草津市告示第 215 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 29 年草津市告示第 54 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	ヘルパーステーション ウイング
事業所の所在地	滋賀県草津市上笠四丁目 3 2 番 1 7 号
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社 Life Link Life 滋賀県大津市月輪三丁目 25 番 1 5 - 3 0 9 号
代表者の氏名と住所	代表取締役 藤本 雄大 滋賀県草津市新浜町 316 番地 HC プレジオ草津新浜 301
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定年月日	令和 7 年 6 月 1 日
事業所番号	2570602082

（令和 7 年 5 月 30 日掲示済み）

草津市告示第 216 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
--------	---------	--------------	-----------	---------	-------	-------

		事務所の所在地				
デイサービスセンター	滋賀県草津市笠山一丁目 3 番 3 2 号 エスケア グランシェフ 1 階	株式会社 ネットカスタライフ 滋賀県草津市若竹町 7 - 1 0 Act 2 1 3 階	代表取締役 中西 吉博 滋賀県草津市若竹町 6 - 4 プレサンス ロジェ草津グレイスコート 1 4 0 4	地域密着型通所介護	令和 7 年 6 月 1 日	2 5 9 0 6 0 0 4 3 9

（令和 7 年 5 月 30 日掲示済み）

草津市告示第 217 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 29 年草津市告示第 54 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
デイサービス	滋賀県草津市笠山一	株式会社 ネットカスタ	代表取締役 中西 吉博	介護予防型デ	令和 7 年 6 月	2 5 9 0 6 0

セン ター か さ や ま	丁目3 番32 号エ スケア グラ ンシェ フ1階	ライフ 滋賀県 草津市 若竹町 7-1 0 Act 21 3階	博 滋賀県草 津市若竹 町6-4 プレサン スロジェ 草津グレ イスコー ト140 4	イサ ービ ス	1日	04 39
------------------------------	---	--	--	---------------	----	----------

(令和 7 年 5 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 1 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

事業 所の 名称	事業所 の所在 地	申請者 の名称 および 主たる 事務所 の所在 地	代表者の 氏名と住 所	サー ビス の種 類	指定 年月 日	事業 所番 号
帰帆 リハ ビリ セン ター	滋賀県 草津市 矢橋町 106 6番地 2	株式会 社K・ ウォー ク 滋賀県 草津市 矢橋町 106 6番地 2	代表取締 役 金川 正 宗 滋賀県草 津市矢橋 町106 6番地2	地域 密着 型通 所介 護	令和 7年 6月 1日	25 90 60 04 47

(令和 7 年 5 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 1 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第 5 4 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

事業 所の 名称	事業所 の所在 地	申請者 の名称 および 主たる 事務所 の所在 地	代表者の 氏名と住 所	サー ビス の種 類	指定 年月 日	事業 所番 号
帰帆 リハ ビリ セン ター	滋賀県 草津市 矢橋町 106 6番地 2	株式会 社K・ ウォー ク 滋賀県 草津市 矢橋町 106 6番地 2	代表取締 役 金川 正 宗 滋賀県草 津市矢橋 町106 6番地2	介護 予防 型デ イサ ービ ス・ 活動 型デ イサ ービ ス	令和 7年 6月 1日	25 90 60 04 47

(令和 7 年 5 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 2 0 号

令和 7 年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

令和 7 年度草津市結婚新生活支援補助
金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、住居費、リフォーム費用および引越費用の一部について、予算の範囲内で令和 7 年度草津市結婚新生活支援補助金（以下「令和 7 年度補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で新たに住宅を購入し、または賃借する契約に関する費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分がある場合にあっては当該支援対象部分に相当する額を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に取得または賃借した住宅にあっては、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として取得または賃借した住宅に限る。
- (3) リフォーム費用 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォー

ムにあっては、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として実施したリフォームに限る。

- (4) 引越し費用 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内の住宅に引越する際に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施した引越しにあっては、婚姻日から起算して 1 年以内に婚姻を機として実施した引越しに限る。

- (5) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付の対象者)

第 3 条 令和 7 年度補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに 39 歳以下である世帯
- (3) 夫婦の所得（夫婦に係る令和 6 年分の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 30 号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した金額。以下同じ。）が 500 万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額が 500 万円未満）である世帯
- (4) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯
- (5) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も、納期限が到来している草津市税および国民健康保険税を滞納していない世帯
- (6) 申請時を起点として、3 年以上継続して居住する意思がある世帯

2 前項に規定するもののうち、夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けている世帯は、同項の規定にかかわらず補助対象者としな

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項に規定するもののほか、令和 6 年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 6 年草津市告示第 179 号。以下「令和 6 年度要綱」という。）の規定による補

助金の交付を受けた世帯であって、当該交付の額が、当該世帯に係る令和 6 年度要綱に定める補助金の限度額に達しなかったもの（令和 6 年度要綱の補助金の申請において補助対象者に該当することが決定されたものの、補助金の交付を受けられなかった世帯を含む。）は、補助対象者とする。ただし、第 1 項第 1 号および第 5 号に該当しない場合は、この限りでない。

（補助金の額等）

第 4 条 令和 7 年度補助金の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、1 世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 29 歳以下である新婚世帯 60 万円

(2) 前号以外の新婚世帯 30 万円

2 前条第 3 項の補助対象者に係る令和 7 年度補助金の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、当該補助対象者に係る令和 6 年度要綱に定める補助金の限度額から令和 6 年度要綱の規定により交付を受けた補助金の額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前 2 項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請書）

第 5 条 令和 7 年度補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市結婚新生活支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類（申請者が第 3 条第 3 項の補助対象者である場合は、第 1 号、第 3 号および第 10 号の書類を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本もしくは戸籍抄本

(2) 住民票（申請に係る住宅の住所に居住している者に限る。）

(3) 令和 7 年度（令和 6 年分）所得・課税証明書

(4) 本人の口座が特定できるものの写し

(5) 物件の売買契約書および領収書その他の支払が確認できる書類（以下「領収書等」という。）の写し（住居費（物件の購入に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(6) 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(7) 住宅手当支給証明書（別記様式第 2 号）（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(8) リフォームに係る工事請負契約書または請書および領収書等の写し（リフォーム費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(9) 引越しに係る領収書等の写し（引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(10) 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの（貸与型奨学金を返済していた場合に限る。）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出をもって、規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書および規則第 16 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書の提出があったものとみなす。

3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、補助対象者への該当の有無その他の申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第 6 条に規定する通知（以下「決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第 14 条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

5 第 1 項の規定による交付申請の提出期限は、令和 8 年 2 月 27 日までとする。

（交付申請の例外）

第 6 条 令和 7 年度補助金の予算の範囲を超えた日以後または前条第 5 項の提出期限後において、補助対象者（第 3 条第 3 項の補助対象者を除く。）に該当することの決定を求めることのみを目的に、同条第 1 項の規定による交付申請を行うことができる。この場合において、申請者は、同条第 1 項第 4 号から第 9 号までの書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、前条第 3 項の規定にかかわらず、補助対象者への該当の有無を審査し、草津市結婚新生活支援事業決定通知書（別記様式 3 号）により通知するものとする。

3 第 1 項の規定による交付申請の提出期限は、前条第 5 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日とする。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項

は、市長が別に定める。

付 則
(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日以後に発生した住居費、リフォーム費用および引越し費用に適用する。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別記
様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市長 宛 年 月 日

住 所
氏 名
電話番号 印

令和 7 年度草津市結婚新生活支援補助金交付申請書兼請求書

草津市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、請求します。

1 婚姻届提出日	年 月 日		
2 交付申請に係る住宅に住民票を置いた日	夫 年 月 日 妻 年 月 日		
3 所得	夫 円 妻 円 合計 円		
貸与型奨学金返済額	夫 円 妻 円 合計 円		
4 事業内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃	円
		敷 金	円
		礼 金	円
		共 益 費	円
		仲 介 手 数 料	円
	住居費 (購入)	小 計 (A)	円
		住宅手当等受給額 (B)	円
		契約締結年月日	年 月 日
		契 約 金 額	円
リフォーム費用	領収書記載額 (C)	円	
	契約締結年月日	年 月 日	
	契 約 金 額	円	
	領収書記載額 (D)	円	
引越し	引 越 年 月 日	年 月 日	
	費 用 (E)	円	
合計 (F) (A+B+C+D+E)	円		
5 補助申請額 ※ (F) と限度額 (夫婦双方が 29 歳以下は 60 万円、それ以外は 30 万円) を比較し、低い方を記入 ※前年度申請された場合、(F) と前年度の補助金上限額の残額を比較し、低い方を記入 ※千円未満の端数切捨て	円		

6 同意および確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 ☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 ☐ 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 ☐ 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 ☐ 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 ☐ 私は、草津市に 3 年以上継続して居住する意思があります。 署名 (旧姓)		
	配偶者	☐ 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 ☐ 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 ☐ 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 ☐ 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 ☐ 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 ☐ 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 ☐ 私は、草津市に 3 年以上継続して居住する意思があります。 署名 (旧姓)		
7 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店・出張所
	口座番号	普通 当座	(右づめで記入)	
	口座名義人	(刀印)		
8 添付書類	【必須】 ☐ 婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍謄本もしくは戸籍抄本） ☐ 住民票 ☐ 令和 7 年度（令和 6 年分）の所得・課税証明書 ☐ 本人の口座が特定できるもの（通帳表紙やカード）の写し ☐ 対象経費の確認がとれる資料（契約書および領収書等）の写し 【該当する場合】 ☐ 住宅手当支給証明書 ☐ 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの ☐ その他（ ）			

様式第 2 号（第 5 条第 1 項第 7 号関係）

年 月 日

草津市長 宛

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号 印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

- ☐ 支給していない。
- ☐ 支給している。

※証明が必要となる各月分の住宅手当月額を記入してください。
定額支給の場合、証明日の翌月まで予定額を記入しても差し支えありません。

支給月	住宅手当	支給月	住宅手当
4 月分	月額 円	1 0 月分	月額 円
5 月分	月額 円	1 1 月分	月額 円
6 月分	月額 円	1 2 月分	月額 円
7 月分	月額 円	1 月分	月額 円
8 月分	月額 円	2 月分	月額 円
9 月分	月額 円	3 月分	月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給または負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、該当する項目にレ点を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者の印を押印してください。